

磐田市
渚の交流館2周年祭
(H30.5.27)
渚のマルシェ出店者募集



主催 磐田市渚の交流館 指定管理者：遠鉄アシスト(株)

共催 磐田市産業政策課・商工観光課

1 開催概要

- 名 称 磐田市渚の交流館 2 周年祭
- 開催目的 食の拠点施設として、遠州地域の食材や加工品食品等を販売するとともに、消費者、生産者、商業者が一体となって参画・交流を深めることにより、地域の賑わいを図ることを目的としています。
- 日 時 平成 30 年 5 月 27 日 (日) 10 : 00 ~ 15 : 00
- 会 場 渚の交流館敷地内
磐田市豊浜 4127 - 43
- 内 容 ・「タッチプール」海にすむ生きものに直接触れることができます。
・「海辺のクラフト体験」海辺の材料を使ってオリジナル品をつくろう！
・「渚のマルシェ」グルメブース、海産物の販売など (10 店舗募集)
- 主 催 渚の交流館 (指定管理者 : 遠鉄アシスト株式会社)
- 共 催 磐田市産業政策課・商工観光課
- 問合せ先 渚の交流館 (指定管理者 : 遠鉄アシスト株式会社)
住所 : 浜松市中区鍛冶町 319-28
電話 : 053-450-1516 FAX : 053-450-1512

2 会 場



出店者募集要項

- 1 日時 平成30年5月27日(日)10時00分～15時00分
雨天中止
当日は、8時30分から出店受付(渚の交流館)を開始、9時00分までに受付を終了してください。15時以降に片付け・撤収となります。
- 2 会場 磐田市渚の交流館東側駐車場 (磐田市豊浜4127番地43)
- 3 目的
食の拠点施設として、遠州地域の農林水産物や加工食品等の販売を行うとともに、消費者、生産者、商業者が一体となって参画・交流を深めることにより、地域の賑わいを図ることを目的としています。
- 4 主催 磐田市渚の交流館(指定管理者:遠鉄アシスト株式会社)
- 5 共催 磐田市産業政策課・商工観光課
- 6 募集店舗
10店舗(応募者多数の場合は、抽選となります。あらかじめご了承ください。)
- 7 出店条件等
 - ・遠州地域の農林水産物、加工食品等の販売
 - ・その他、交流、賑わいの創出につながると主催者が判断したもの
 - ・出店料:2,000円(1区画)
 - ・1区画:幅2m x 長さ6m(予定)
 - ・軽自動車等での出店が条件です(軽トラック、乗用・ワゴンタイプ、キッチンカーなども可)
 - ・飲食関係の販売については、イベント等での臨時営業許可や移動食品の営業許可書を取っている方に限ります。各種許可書の写しを出店応募申請時に提出してください。
 - ・気象状況により、やむを得ず中止とする場合があります。中止により生じた損害に対して主催者はその責を負いません。
 - ・油などで出店場所が汚れる場合は、ダンボールを敷くなどの対応をお願いします。

8 中止の場合

明らかに悪天候の予報が出ている場合は、前日までに中止の連絡をいたします。中止かどうかの判断が難しい場合は、当日午前7時に決定し、その後、緊急連絡先に連絡いたします。

なお、下記判断基準に該当する場合は中止します。

【判断基準】

- ・遠州南地方に震度5以上の地震を観測した場合
- ・遠州灘に津波注意報・警報が発令された場合
- ・遠州南地方に大雨警報や洪水警報などの警報が発令されている場合

9 出店応募申請

- ・出店応募申請に必要な事項をご記入の上、メールまたはFAXでお申込ください。
- ・申請先：磐田市渚の交流館（指定管理者：遠鉄アシスト株式会社）
住所：浜松市中区鍛冶町 319-28
電話：053-450-1516 FAX：053-450-1512
E-mail shinmura_meas@entetsu.co.jp
URL：<http://www.iwata-nagisa.com>

10 申込締切日

平成30年4月13日（金）

11 出店者発表予定

平成30年4月20日頃を予定しています。結果は発送をもって発表に代えさせていただきます。発表日以降、当選者（出店者）には詳細案内書類を発送します。

別紙、【出店における注意事項】もご参照ください。

【出店における注意事項】

- 1 出店者は主催者の指示に従ってください。
- 2 出店者は、9時00分までに渚の交流館で受付をすること。
- 3 出店者は、9時30分までに各自の出店場所の準備を終えること。
- 4 出店車両以外の関係車両は多目的広場に駐車してください。
- 5 主催者が指定する出店場所に出店願います。
- 6 食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可等は、出店者の責任においてご対応ください。
必要な許可が不明な場合は、静岡県西部健康福祉センター（TEL：0538-37-2245）までお問い合わせください。
- 7 電気、ガス、水道の供給はできません。必要な場合は自前で持ち込みください。
- 8 販売品目を変更する場合は、あらかじめ主催者にお届けください。
- 9 飲食（屋台等）関連の出店者におかれましては、予めゴミ箱（袋）などを備えるなど、自店商品の使い捨て食器等の回収に配慮願います。
- 10 出展場所付近については、責任を持って整理・清掃を行い、原状回復を確実に行ってください。
- 11 出店に関する事故等について主催者は一切責任を負いかねます。
- 12 火気・発電機を使用される出店者は、業務用消火器の設置など、防火対策を確実に行っていただくようお願いします。
- 13 お客様からクレーム等があった場合は、直接、関係出店者にその内容をお伝えし、改善を求める場合もあります。
- 14 官報で告示された指定暴力団の構成員は、出店及び従事はできません。
- 15 市民・来場者及び業者間での紛争等を禁じます。
- 16 市民に不安感又は嫌悪感を与えるような服装、また、そのような言動・行為を禁じます。
- 17 法令に違反する物品等の販売を禁じます。
- 18 営業時間は厳守してください。
- 19 出店名義のまた貸し等を禁じます。
- 20 強風への対策を万全にしてください。
当日風が強い場合がありますので、テントや机などの設置の際は、重り等を利用していただき、来場者に危険が及ばないよう安全対策を行ってください。
- 21 出店料2,000円は当日受付時にて徴収します。
- 22 もし商品売り切られた等の場合でも、イベント終了後まで退出はできません。
- 23 雨天中止。中止により生じた損害に対して主催者はその責を負いません。

<中止の場合>

明らかに悪天候の予報が出ている場合は、前日までに中止の連絡をいたします。中止かどうかの判断が難しい場合は、当日午前7時に決定し、その後、緊急連絡先に連絡いたします。なお、下記判断基準に該当する場合は中止します。

【判断基準】

- ・遠州南地方に震度5以上の地震を観測した場合
- ・遠州灘に津波注意報・警報が発令された場合
- ・遠州南地方に大雨警報や洪水警報などの警報が発令されている場合